

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成21年3月12日（木）

社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室

目 次

1	障害者自立支援対策臨時特例交付金の円滑な実施について	1
2	地域生活支援事業等の円滑な実施について	1
3	障害者の社会参加の促進について	8
○ 資料		
2-1	地域生活支援事業（必須事業）の実施状況	15
2-2	移動支援事業の実施状況【都道府県別】	16
2-3	コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】	17
2-4	日常生活用具給付等事業の実施状況【都道府県別】	18
2-5	地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】	19
2-6	地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）	20
2-7	小規模作業所の新体系等への移行状況調査	24
2-8	小規模作業所の新体系等への移行状況調査 【都道府県別：移行率】	25
2-9	小規模作業所の新体系等への移行状況調査 【都道府県別：移行か所数】	26
3-1	障害者IT総合推進事業 都道府県別 実施状況（平成20年度）	27
3-2	聴覚障害者情報提供施設 設置状況	28
3-3	避難所等における視聴覚障害者等に対する 情報・コミュニケーション支援について（例）	29
3-4	都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録者数	30
3-5	都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧表	31
3-6	平成21年度開催予定の主な障害者スポーツ国際大会	32
3-7	第9回全国障害者スポーツ大会（トキめき新潟大会）	34
3-8	国際障害者交流センターの概要	36
3-9	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	38
3-10	ほじょ犬ポスター	39
3-11	ほじょ犬パンフレット	40

1 障害者自立支援対策臨時特例交付金の円滑な実施について

障害者自立支援対策臨時特例交付金は、障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、事業者に対する激変緩和措置や新法への移行等のための緊急的な経過措置として、平成18年度補正予算にて都道府県に基金を造成し、平成20年度までの事業として実施してきたところである。

しかしながら、目下の厳しい経済状況が影響し、計画していた事業の実施がなかなか進まず十分な事業効果が得られなかったことや、旧体系から新体系への移行が思いのほか低調であった。さらに、福祉・介護分野における人材確保については、離職率が高いことに加え介護福祉士等養成施設の著しい定員割れや潜在的有資格者が多数存在するなどの課題がある。

このようなことから、今般、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金の延長及び積増しにより、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、平成23年度までの事業として平成20年度補正予算により確保したところである。(以下、「基金事業」という。)

については、障害者自立支援法の施行後3年の見直しでは、関係各方面から様々なご意見をいただいております、これらを踏まえ見直しのための検討を行うとともに、基金事業において必要な措置を講じたところであるので、都道府県及び市町村においては、基金事業の効果的かつ円滑な実施に特段のご配慮をお願いする。

2 地域生活支援事業等の円滑な実施について

(1) 地域生活支援事業の推進について

地域生活支援事業は、地方分権の流れを踏まえ、各自治体が自ら創意工夫を活かし、柔軟な形態で効率的・効果的な事業展開が可能な仕組みとしており、そのため、交付する補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に配分することができるなど、その裁量が最大限発揮できる「統合補助金」としている。

各自治体におかれては、このような地域生活支援事業の特性を踏まえ、引き続き、地域の実情や障害者等のニーズを十分に踏まえた上で、効率的・効果的な事業展開をお願いする。

また、未だ必須事業が実施されていない市町村が見受けられるので、各都道府県におかれては、速やかに事業化が図られるよう、管内の必須事業未実施市町村に対するご支援をお願いするとともに、必須事業未実施の市町村におかれては、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、引き続き、必須事業の事業化に努められたい。

(資料2-1) 地域生活支援事業(必須事業)の実施状況(平成19年度)

(資料2-2~5) 移動支援事業の実施状況【都道府県別】等(平成19年度)

(2) 平成21年度における地域生活支援事業費補助金の配分方法について

地域生活支援事業費補助金については、平成21年度予算案において平成20年度予算額400億円に対し、重点課題推進枠により40億円(+10%)を増額し、440億円を確保したところである。

※ 「障害者就業・生活支援センター事業」については、平成21年度より地域生活支援事業から移替し、単独事業として実施することとしている。(障害福祉課資料参照)

この地域生活支援事業費補助金の配分方法については、これまで人口割と事業実績割による配分としてきたところであるが、平成21年度においては、基本的には従前の配分方法の考え方を維持しつつ、昨年12月の社会保障審議会障害者部会の報告書を踏まえ、重点課題推進枠による40億円を活用することにより、①地域の個別事情や②地域生活支援事業として重点的に取り組む施策にも配慮した配分を行うこととしている。

これに伴い、地域生活支援事業実施要綱を見直し、地域の個別事情や地域生活支援事業として重点的に取り組む施策を新たに位置付け、国に対する協議を経て内示することを予定している。

なお、具体的な協議方法等については、予算成立後、通知する予定である。

(3) 地域生活支援事業費補助金の補助対象経費の見直しについて

地域生活支援事業費補助金の補助対象経費について、例えば、タクシー券やガソリン券の交付などの金銭的な給付を行う事業について、これらの多くは、従前、自治体単独の事業として実施されてきたものであると認識している。そのため、移動支援事業やコミュニケーション支援事業などの必須事業に対して国庫補助金を効率的に配分する観点から、地域生活支援事業の補助対象経費を明確化する旨を本年1月に開催された全国厚生労働関係部局長会議でお示したところである。

また、一部の自治体で補装具費等の利用者負担や公共料金を助成するといった事業を「その他の事業」に位置付けていることも明らかになった。

このような利用者負担を軽減するなどの措置は、本来、それぞれの制度の中で対応されるものであり、上記のように地域生活支援事業として実施することは不適當なので、「個人負担を直接的に軽減する事業」についても、補助対象経費とはならないことを明確化する予定である。(自治体単独の事業として実施することまでも否定するものではない。)

【補助対象経費とならない旨を明確化する内容(案)】

- タクシー券やガソリン券の交付など、従前、自治体単独事業であった事業
- 補装具費の利用者負担の補填など、個人負担を直接的に軽減する事業

(4) 地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容について

平成21年度の地域生活支援事業実施要綱については、現在、参考資料に掲載したような改正を予定している。

この地域生活支援事業実施要綱の一部改正（案）については、予算成立後、速やかに発出することとしている。

(資料2-6) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）

(5) 移動支援事業について

ア 移動支援事業の適正な実施について

① 市町村に関する事項

本年1月に開催された全国厚生労働関係部局長会議において、昨年、一部の自治体から移動支援事業の不適正な事案があったとの報告が寄せられたことから、市町村に対し、事業者に対する計画的な指導等による移動支援事業の適正な実施に努めるよう指導をお願いしたところである。

移動支援事業は、税財源による公費に基づいて実施されている事業であり、適正な運用が求められていることは言うまでもないが、不適正な取扱いが行われた結果として、移動支援事業の利用を真に必要とする利用者にサービスが行き届かない事態や、資格要件を満たさないことによって利用者の移動時の安全が十分に確保されない事態が生じるおそれがある。

また、昨年寄せられた不適正な事案では、事業者においてサービス提供の実績を確認するための書類の作成処理が不適切であったり、整理・保存が不十分な状態であったと報告されている。

各自治体におかれては、証拠書類等関係書類の作成、整理及び保存が適正に実施されるよう、また、道路運送法等他の法令の遵守を含め、事業者に対して適正に事業が実施されているか点検を行うとともに計画的に指導を実施するなど、移動支援事業の適正な実施に努められたい。

なお、今回、名古屋市の協力を得て、事業者向けの自主点検表を別冊に参考資料として添付しているので、事業の適正な実施のための参考として活用されたい。

おって、指導の結果、不適正な取扱いが認められたときは厳正に対処するとともに、移動支援事業以外の地域生活支援事業についても適正な実施が確保されるよう、よろしく願います。

(別冊一資料1) 指導方法の例：登録事業者自主点検表等【名古屋市】

② 都道府県に関する事項

移動支援事業を実施する事業者の中には、居宅介護等の障害福祉サービス事業者としての指定を受けている事業者もある。

このような場合、関係市町村と都道府県が連携することで、より効果的な指導が期待できることから、各都道府県におかれては、関係市町村と協力して指導を実施するなど、今後とも移動支援事業が適正に実施されるよう、管内の市町村に対するご支援をお願いします。

イ 効率的・効果的なサービス提供について

移動支援事業は、障害者の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、事業の実施にあたっては、このサービスを真に必要とする利用者に対し、そのニーズに応じた適切なサービスが提供されることが重要である。

このため、各市町村におかれては、利用者の心身の状況や移動支援事業の利用についての意向等を十分に把握し、その他の事業の利用可能性についても丁寧に説明するなど、利用者のニーズに最も適したサービスが提供されるようお願いします。

また、移動支援事業を実施する場合にあたっては、地域生活支援事業実施要綱において示しているように、利用者が委託事業者リストから任意に選択できるような仕組みとすること及び視覚障害者に対する代筆・代読など障害種別に配慮したサービス提供等、利用者の利便性に配慮した取組の推進についても、よろしくお願いします。

この移動支援事業は、グループ支援型によるサービス提供も可能としており、例えば、共通のサービス利用の意向を持つ複数の障害者について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められるといった場面での活用が考えられる。

参考資料（別冊）にグループ支援型の取組事例を掲載しているので、グループ支援型を実施していない自治体におかれては、これらの先行事例も参考にして検討されたい。

なお、関係団体等から、実施主体が設定するサービス単価が低いため、視覚障害者を支援するガイドヘルパーの確保等に困難性が生じているとの意見が寄せられているところであるが、サービス単価については、実施主体である市町村において地域の実情等を踏まえて設定いただくものであり、各市町村におかれては、効率的な事業運営に努めていただくとともに、サービス単価の設定にあたっては、引き続き必要なサービスが確保されるよう、十分配慮されたい。

（別冊－資料2）移動支援事業（グループ支援）の取組事例

ウ 視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業について

障害者の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要な移動支援事業の推進にあたり、この事業に従事する人材の資質向上は非常に重要である。

そのため、基金事業として、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業を平成23年度まで継続して実施することとしている。

平成21年度の事業計画については、社会福祉法人日本盲人会連合において作成し、各都道府県にお示しすることとしているので、積極的な参加をお願いする。

なお、この事業による研修を受講する際の旅費（交通費及び宿泊費）については、地域生活支援事業の補助対象経費とするとともに、その配分については重点課題推進枠で増額された40億円を活用する予定である。

（6）地域活動支援センターについて

ア 地域活動支援センターの安定的な運営の確保について

地域生活支援事業の必須事業として位置付けられている地域活動支援センターは、その基礎的事業に対する助成は、市町村の一般財源により実施されており、例年、地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に、地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれているところである。

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等の便宜を供与することを目的とした地域活動支援センターは、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であり、各市町村におかれては、少なくとも従前の補助水準を確保するなど、引き続き地域活動支援センターの安定した事業運営が図られるようお願いする。

また、より安定した事業運営が図られるよう、障害福祉サービス事業への移行を促進するとともに、都道府県におかれては、障害福祉サービス事業への移行を希望する地域活動支援センターが円滑に移行できるよう、管内の市町村や地域活動支援センターに対して障害福祉サービス事業者の指定等に係る助言等について、よろしくお願いする。

なお、地域生活支援事業費補助金として国庫補助を行う地域活動支援センター機能強化事業については、従前の基礎的事業に対する補助水準が維持されることを前提に、それに上乗せする場合に補助するものである。

この点については、平成20年度分の国庫補助の内示の際にお示ししているとおりであり、このような取組がなされていないときは、国庫補助の対象とならないので、念のため申し添える。

イ より少人数で活動可能な地域活動支援センターの形態について

昨年12月の社会保障審議会障害者部会の報告書では、規模の小さい作業所や人口の少ない市町村に所在する作業所の移行を促進するため、「より少人数で活動可能な形態の新設を検討すべき」との報告がなされたところであるが、この具体的な取扱いについては、現在検討中であり、決定次第お知らせする予定である。

なお、現在、地域活動支援センターの設置にあたっては、できるだけこれまでの形態を変えず、地域に根ざした小規模作業所としての良さを失うことなく新体系への移行が促進されるよう、「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成20年厚生労働省令第85号）により、従たる事業所の設置を認め、定員要件の緩和を図っているところであり、その活用も検討されたい。

（7）コミュニケーション支援事業の適切な実施について

コミュニケーション支援事業については、未だ実施していない市町村が約3割となっている状況にある。

未実施市町村においては、障害者のニーズを的確に把握し、以下の点にも留意のうえ、早急な事業の実施をお願いするとともに、実施している市町村におかれても、さらなる事業の充実に努められたい。

また、都道府県におかれても、市町村間等においてサービス利用に支障が生じないようにその調整を行うとともに、市町村において事業実施が困難な場合に派遣事業の代行実施を行うなど積極的な対応をお願いする。

さらに、コミュニケーション支援事業の円滑な実施には人材の養成が重要であることから、「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（平成21年1月8日障企自発第0108001号）に基づき、都道府県と市町村が協力して計画的な養成研修事業の実施による手話通訳者等の人材の養成、資質の向上を図られるようお願いする。

- 事業の単独実施が困難な市町村については、視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努めること。
- 障害者自立支援法施行以前から実施している手話通訳の派遣等の支援については、事業の実施主体の変更等によって、サービス内容が低下しないよう、十分な配慮を行うこと。
- 障害者当事者団体主催の行事や会議等、複数の利用者がいる場合については、手話通訳を行う者の人数を調整するなど、効率的な実施に努めること。
- 手話通訳者を設置する事業については、派遣事業の調整や、聴覚障害者への相談支援や生活支援など、効果的な活用に努めること。
- 視覚や聴覚に障害を持つ人々の意思疎通を図る方法については、実施要綱に例示している手話通訳などの他にも代筆や代読などの方法があるため、それぞれのニーズを的確に把握し、円滑な事業の実施に努めること。

コミュニケーション支援事業は実施主体が市町村であるため市町村圏域を越えた手話通訳者の派遣等に課題があることから、今回、新たに基金事業の中に派遣事業等の広域利用に対応できる体制づくりについて検討する事業として「コミュニケーション支援広域支援検討事業」を追加したところである。各都道府県におかれては、これを有効に活用し、広域利用体制を整備するとともに、併せて、未実施市町村の解消に努められたい。

(別冊一資料3) コミュニケーション支援事業等の実施事例

・千葉県我孫子市「視覚障害者代筆・代読ヘルパー事業要領」

(別冊一資料4) コミュニケーション支援広域支援検討事業の参考事例

・群馬県「群馬県コミュニケーション支援事業運営連絡会設置要綱」

「〇〇市町村手話通訳者派遣事業実施要綱」

「〇〇市町村要約筆記者派遣事業実施要綱」

(8) コミュニケーション支援事業、移動支援事業等における利用者負担について

本事業に係る利用料を求めるにあたっては、従来の利用者負担の状況や個別給付における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、低所得者のサービス利用に支障が生じないようお願いする。

(9) 小規模作業所の法定事業への移行促進について

小規模作業所については、サービスの質の向上及び事業の安定的な運営を図る観点から、法定事業への移行を促進しており、今回、基金事業において、「移行等支援事業」や「小規模作業所移行促進事業」等の移行促進策を継続することとしたところである。

障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続していくためには、より安定的な運営基盤のもとに、質の高いサービスを提供していくことが重要と考えられるので、各自治体におかれては、この基金事業による移行促進策を最大限活用して、引き続き小規模作業所の法定事業への移行を推進されたい。

また、都道府県におかれては、小規模作業所が円滑に法定事業へ移行できるよう、管内の市町村や法定事業への移行を希望する小規模作業所に対して障害福祉サービス事業者の指定等に係る助言等について、よろしく願います。

併せて、小規模作業所に対する運営費の助成についても、地域活動支援センターと同様に、適正な補助水準を確保するようお願いする。

(資料2-7) 小規模作業所の新体系等への移行状況調査 (平成20年10月時点)

(資料2-8) 小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別移行率】

(平成20年10月時点)

(資料2-9) 小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別移行か所数】

(平成20年10月時点)

3 障害者の社会参加の促進について

(1) 「重点施策実施5か年計画」における情報・コミュニケーション支援について

障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、「障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）」に基づき、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題をまとめた「重点施策実施5か年計画（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）」において、ITの活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県におかれては、下記の施策について、趣旨等を十分ご理解のうえ、一層の充実に努められたい。

ア 障害者IT総合推進事業

各都道府県におかれては、障害者のITの利用・活用の機会拡大を図り、社会参加を一層推進するため、地域におけるIT支援の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う「障害者IT総合推進事業」の一層の充実に願いますとともに、未実施の県においては、積極的に事業化されたい。

(資料3-1) 障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況

(別冊-資料5) 障害者ITサポートセンターの取組事例

イ 視・聴覚障害者への情報提供体制等

視・聴覚障害者に対する情報支援、コミュニケーション支援については、より一層の充実が求められており、様々な取組が必要とされている。

特に、全都道府県での設置を目指している聴覚障害者情報提供施設は、聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域における拠点施設として重要な役割を担っていることから、その積極的な活用が期待されているところであるが、現状では、全国で38施設（政令市を含む）の設置に留まっている。

未だ聴覚障害者情報提供施設が設置されていない道府県においては、本事業の重要性をご理解をいただき関係機関、関係団体等との連携を図り、早期に設置されるようお願いする。

(資料3-2) 聴覚障害者情報提供施設 設置状況

また、政府全体で取り組んでいる平成23年7月からの地上デジタル放送への完全移行に伴い、現在、聴覚障害者が日常生活用具として給付を受け、利用している「聴覚障害者用情報受信装置」（以下、「情報受信装置」という。）が一部使用できなくなることから、基金事業において、現在、情報受信装置を利用している者に対し、新規機種である地上デジタル放送対応型の

情報受信装置（アイドラゴンⅢ）の緊急支援を行う事業を「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」の中に盛り込んでいるので、聴覚障害者に対する地上デジタル放送への対応について特段のご配慮をお願いします。

なお、新規機種の開発状況等については、平成21年2月20日付自立支援振興室名の事務連絡において情報提供したので参考にされたい。

（２）災害時における障害者支援・対策について

地震などの災害発生時において、障害者は「見えない」「聞こえない」「動けない」「混乱しやすい」などの障害特性から、自ら避難することが困難な状況となるため、日頃から、災害時における障害者に配慮した具体的な対応策等の検討が何より重要である。

都道府県等におかれては、日頃から福祉関係部局と防災関係部局、障害関係団体・施設との連携強化を図り、予め、災害時の情報内容、その伝達手段・方法、安否確認の実施方法、避難所・福祉避難所の開設場所並びに避難支援プランを作成するなどして避難経路の周知、避難所・福祉避難所における生活支援などの避難体制の整備及び避難訓練の実施など、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を整備するようお願いする。

特に、視・聴覚障害者は、被災時に移動や情報取得が著しく困難になることから、避難所等における情報・コミュニケーション支援についてご配慮をお願いします。（資料3-3）

なお、上述の避難所・福祉避難所及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」を活用することも可能なので、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いします。

福祉避難所の設置・活用については、昨年6月に開催した災害救助担当者全国会議（社会・援護局総務課開催）において、各都道府県に対し「福祉避難所の設置・運営に関するガイドライン」（また、<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/saigaikyujou6e.pdf>に掲載）を配布しているので参照されたい。

（３）盲ろう者向け福祉施策について

視覚及び聴覚に障害を併せもつ盲ろう者に対して通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」（都道府県地域生活支援事業）は、盲ろう者が社会参加するために不可欠な事業であるが、平成21年度からは全ての都道府県において事業が実施される予定である。

今後とも各都道府県におかれては、関係団体と連携し、管内の盲ろう者の状況把握に努め、本事業の適切な実施をお願いします。

(4) 障害者スポーツ、文化芸術活動の振興について

障害のある人もない人も共にスポーツや文化芸術活動に参加することは、国民の障害への理解と認識をさらに深めるものであるので、各都道府県におかれては、関係機関・団体及びスポーツや文化、教育等の担当部局と連携のうえ、各種大会等の開催やスポーツ指導員の養成、選手団の派遣等に、引き続き、ご配慮をお願いする。(平成21年度の主な大会等は、下記のとおりである。)

また、今回、基金事業において、地域における障害者スポーツの裾野を広げるための取組を行う事業を追加したところであり、各都道府県におかれては、この事業の積極的な活用をお願いするとともに、障害者スポーツへ国民の理解を促進するため、広報誌等を活用した普及啓発の推進をお願いする。

なお、昨年の北京パラリンピックを契機とした、障害者スポーツについての国民的な高まりを踏まえ、平成21年度予算案において1.8億円を増額し、新たに、世界大会でのメダル獲得に向けたトップレベル競技者に対する特別強化プランを日本パラリンピック委員会(財団法人日本障害者スポーツ協会の内部組織)において行うこととしている。(資料3-4、3-5)

ア 「2010バンクーバー冬季パラリンピック競技大会」への選手団派遣・選手強化

バンクーバー(カナダ)において開催される標記の大会については、日本パラリンピック委員会が中心となり、日本代表選手団の派遣及び国内強化合宿を実施する予定である。(資料3-6)

(開催期間：平成22年3月12日(金)～21日(日))

イ 「第21回夏季デフリンピック」への選手団派遣・選手強化

台北(台湾)において開催される標記の大会については、日本パラリンピック委員会が中心となり、日本代表選手団の派遣及び国内強化合宿を実施する予定である。(資料3-6)

(開催期間：平成21年9月5日(土)～15日(火))

ウ 「東京2009アジアユースパラゲームズ」の開催

平成21年度は、パラリンピックアジアユース大会が我が国(東京都)で初めて開催されることとなっている。(資料3-6)

(開催期間：平成21年9月8日(火)～15日(火))

〈大会概要〉

- | | |
|-----------|---|
| ・参加者の年齢 | 1990年～1995年生まれの選手 |
| ・参加国(予定) | A P C加盟20ヶ国以上 |
| ・参加人員(予定) | 1,000人(選手700人、スタッフ300人) |
| ・実施競技 | 陸上競技、ボッチャ、ゴールボール、水泳、卓球
(公開競技：車いすテニス) |

エ 「第9回全国障害者スポーツ大会（トキめき新潟大会）」の開催
平成21年度は、新潟県において、標記の大会の開催を予定している。
（資料3-7）
（開催期間：平成21年10月10日（土）～12日（月））

オ 「第9回全国障害者芸術・文化祭 静岡大会」の開催
平成21年度は、静岡県において、標記の大会の開催を予定している。
大会の詳細については、後日連絡する予定であるので、その際には、大会の周知、作品の募集等についてご協力をお願いします。

カ 「国際障害者交流センター」の活用
「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的としている。

障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催するほか、様々な行事や研修等を実施することが可能な多目的ホールや会議室、宿泊室を備えているので、施設の積極的な利用並びに関係機関への周知をお願いします。（※詳細については資料3-8及びセンターHPを参照）

また、当センターが実施する災害時に障害者への支援をサポートするボランティアリーダーを養成する「災害支援ボランティアリーダー養成研修事業」についても、積極的な参加並びに関係機関への周知をお願いします。

【国際障害者交流センター】

所在地：大阪府堺市南区茶山台1-8-1

T E L：072-290-0900

F A X：072-290-0920

U R L：<http://big-i.jp/>（※）

（5）行政機関における障害者への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず、様々な分野において、ご対応いただいているところであるが、障害を理解し、障害特性に応じた適切な対応が可能となるように、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いします。

特に、視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、基金事業のメニュー事業である「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」での情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、円滑な対応をお願いします。

[参考] 内閣府HP

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアル」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

(6) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第20回試験（平成20年度）の合格発表が平成21年1月30日（金）に行われたところである。（資料3-9）

第21回試験（平成21年度）については、昨年度から引き続き、全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間連続で実施する予定であるため、都道府県等におかれては、関係機関、団体への周知をお願いする。

第21回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成21年10月3日（土）[会場：東京・大阪・熊本]

実技試験 平成21年10月4日（日）[会場：東京・大阪・熊本]

(7) 補装具について

ア 補装具費の基準告示の改正について

平成21年度の補装具費の基準告示の改正については、義肢、装具、座位保持装置製作に係る人件費相当分等の増に基づく基準額の改定を行うこととしており、現在、パブリックコメント中であるが、3月中にお示しする予定である。

イ 義肢装具等完成用部品について

義肢、装具、座位保持装置の製作に使用する完成用部品については、「障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について（障害保健福祉部長通知）」において機能別に細分化して、3月中にお示しする予定である。公費の効率的な活用を図る観点から、同等の機能を有する部品にあつては、特別な理由がない限り費用対効果を考慮した部品の選択を促すよう、管内の身体障害者更生相談所等への周知をお願いする。

ウ 補装具判定等の資質向上について

今回、基金事業のメニュー事業の一つとして、「福祉機器相談基盤整備事業（仮称）」を追加したところである。

本事業は、各更生相談所における補装具判定を行う者の見識を高めるための資質向上研修等の開催に係る経費を助成するものであり、各都道府県・指定都市の更生相談所におかれては、本事業を活用し、更生相談所職員はもとより補装具意見書作成医療機関の職員も含め、関係職員の資質の向上に努められたい。

エ 補装具費（補聴器）の支給の適正化について

昨年、補装具費（補聴器）の支給について、市町村の支給決定よりも安価な補聴器を購入したにもかかわらず、支給決定どおりの費用を請求するといった不適正な事案があった旨の報告が一部の自治体から寄せられたところであるが、このような事態が生じたことは誠に遺憾である。実施主体である市町村におかれては、事業者に対して適正に事業が実施されているか点検を行うとともに計画的に指導を実施するなど、適正な事業運営の確保をお願いしたい。

（８）身体障害者補助犬について

「身体障害者補助犬法の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２６号）」については、平成１９年１１月２８日に成立し、同年１２月５日に公布されたところであるが、苦情の申し出については、平成２０年４月１日から施行され、都道府県知事等がこれを受けるとされていることから、引き続き、関係行政機関等と連携の上、適切に対応されたい。

また、厚生労働省においても、ポスターやパンフレット、相談対応マニュアルを作成し、各都道府県、関係機関や団体等に配布し、周知に努めているところである。

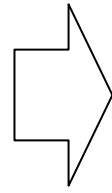
各都道府県等におかれても、管内関係機関や団体はもとより、庁内他部局への周知徹底をお願いする。（資料３－１０、３－１１）

資 料

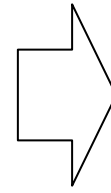
地域生活支援事業（必須事業）の実施状況

1 移動支援事業

	H17. 10
実施市町村数	1, 471 / 1, 843
実施市町村割合	79. 82%



	H18. 10~19. 3
実施市町村数	1, 462 / 1, 827
実施市町村割合	80. 02%

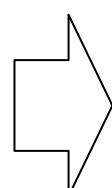


	H19. 4~20. 3
実施市町村数	1, 528 / 1, 816
実施市町村割合	84. 14%

2 コミュニケーション支援事業

(1) 手話通訳派遣

	H17. 10
実施市町村数	502 / 1, 843
実施市町村割合	27. 24%



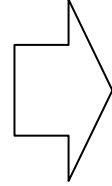
	H18. 10~19. 3
実施市町村数	1, 058 / 1, 827
実施市町村割合	57. 91%



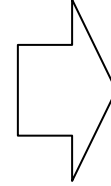
	H19. 4~20. 3
実施市町村数	1, 288 / 1, 816
実施市町村割合	70. 93%

(2) 手話通訳設置

	H17. 10
実施市町村数	338 / 1, 843
実施市町村割合	18. 34%



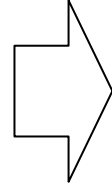
	H18. 10~19. 3
実施市町村数	439 / 1, 827
実施市町村割合	24. 03%



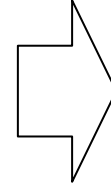
	H19. 4~20. 3
実施市町村数	467 / 1, 816
実施市町村割合	25. 72%

(3) 要約筆記派遣

	H17. 10
実施市町村数	180 / 1, 843
実施市町村割合	9. 77%



	H18. 10~19. 3
実施市町村数	463 / 1, 827
実施市町村割合	25. 34%



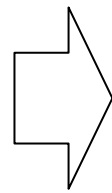
	H19. 4~20. 3
実施市町村数	722 / 1, 816
実施市町村割合	39. 76%

	H19. 4~20. 3
実施市町村数	1, 318 / 1, 816
実施市町村割合	72. 58%

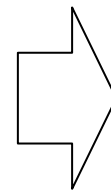
※ コミュニケーション支援事業全体の実施市町村数

3 日常生活用具給付等事業

	H17. 10
実施市町村数	1, 724 / 1, 843
実施市町村割合	93. 54%



	H18. 10~19. 3
実施市町村数	1, 746 / 1, 827
実施市町村割合	95. 57%



	H19. 4~20. 3
実施市町村数	1, 796 / 1, 816
実施市町村割合	98. 90%

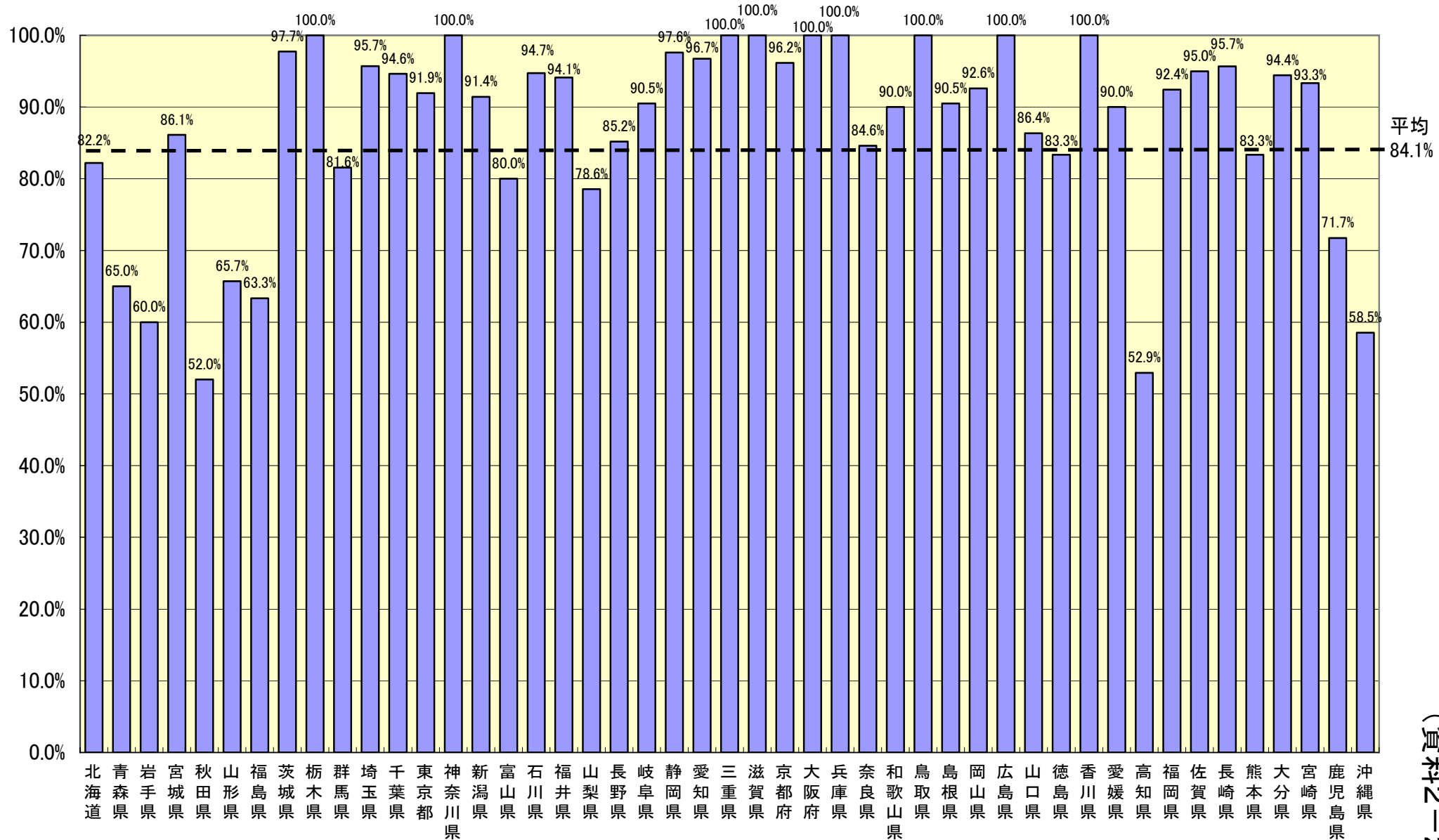
(注1) H18. 10~H19. 3の市町村数(1, 827市町村)はH19. 3. 31時点の全国市町村数である。

(注2) H19. 4~H20. 3の市町村数(1, 816市町村)はH20. 3. 31時点の全国市町村数である。

※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

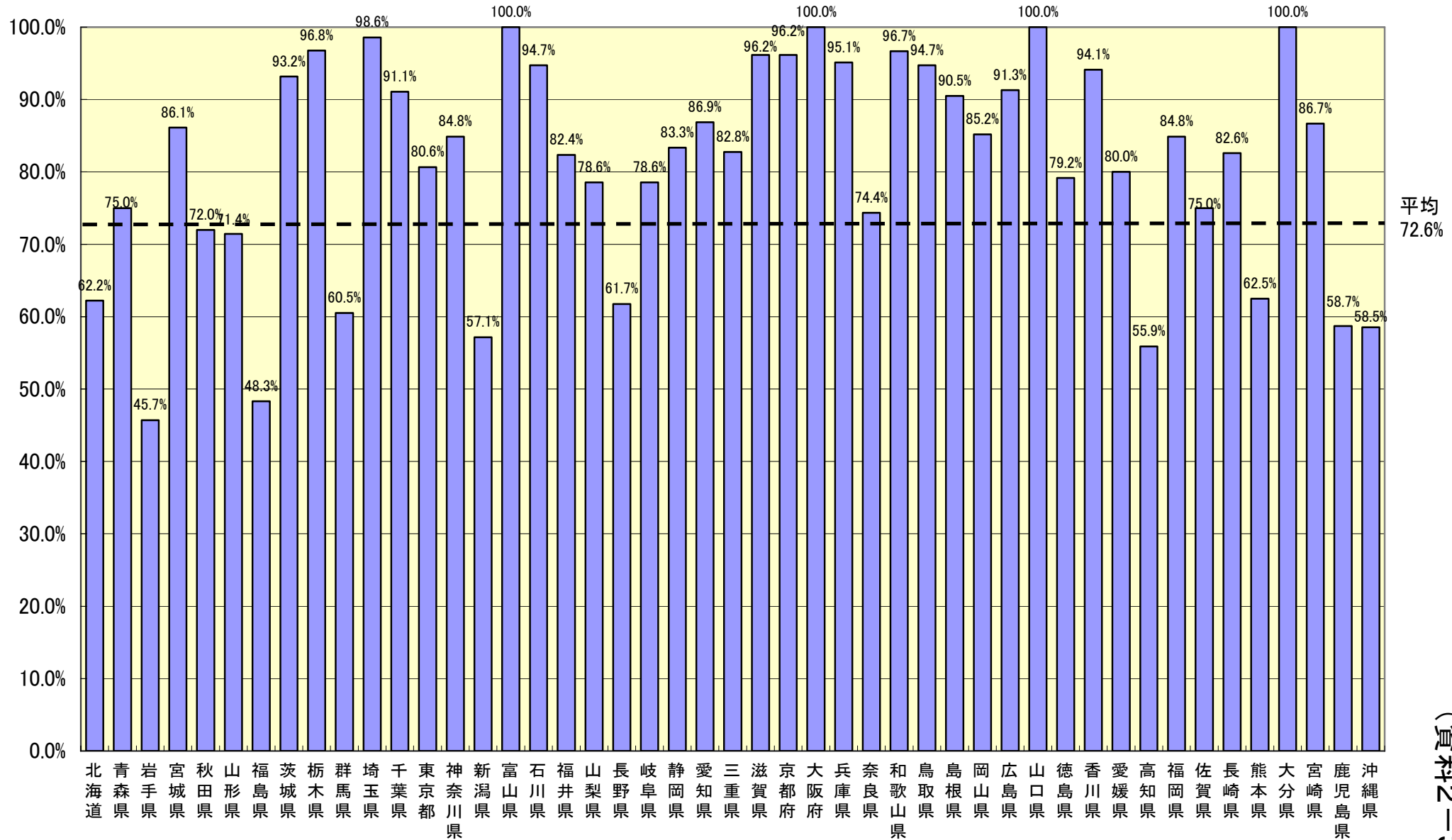
移動支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,528市町村／1,816市町村(H20. 3. 31現在)で実施割合は84.1%である。



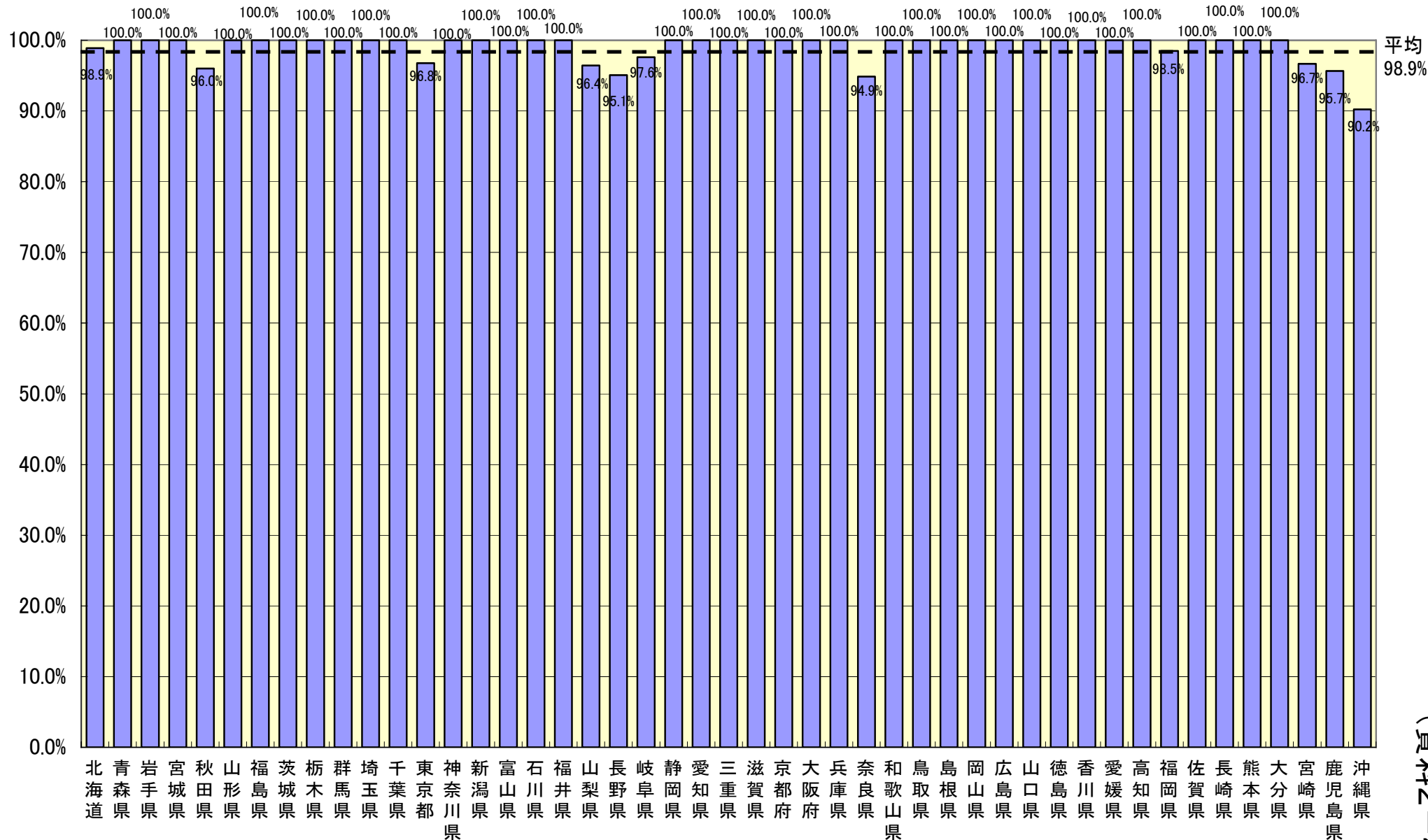
コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,318市町村／1,816市町村(H20. 3. 31現在)で実施割合は72.6%である。



日常生活用具給付等事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,796市町村／1,816市町村(H20. 3. 31現在)で実施割合は98.9%である。

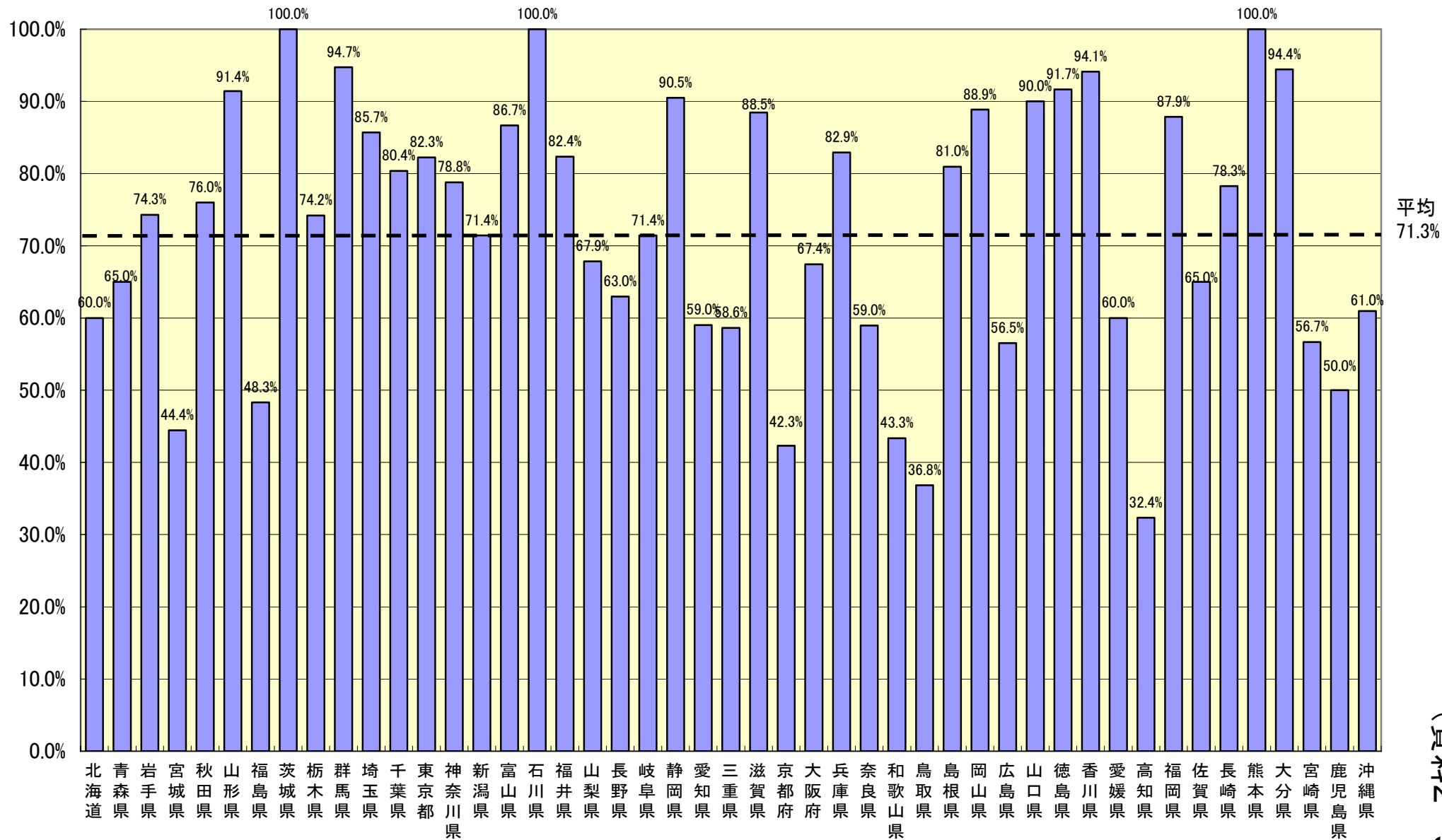


(資料2-4)

※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,295市町村／1,816市町村(H20. 3. 31現在)で実施割合は71.3%である。



※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表 (案)

(下線部が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>別 紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的～2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 特別支援事業</u> <u>(1) 及び(2)に定める事業以外の事業であって、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。(別記 11)</u></p> <p>4 利用者負担～5 国の補助 (略)</p> <p>6 留意事項 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。</u> <u>ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業</u> <u>イ 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業</u> <u>ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付(これに準ずるものを含む。)を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業</u></p> <p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">相談支援事業</p> <p>1 目的 (略)</p>	<p>別 紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的～2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1)～(2) (略)</p> <p>4 利用者負担～5 国の補助 (略)</p> <p>6 留意事項 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業については、補助対象とならない。</p> <p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">相談支援事業</p> <p>1 目的 (略)</p>

(資料2-6)

- 2 事業内容
(1)～(3) (略)

【別添1】

障害者相談支援事業

- 1 概要～5 権利の擁護のために必要な援助の例 (略)

- 6 地域自立支援協議会
(略)

(構成メンバー)

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- ・ 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、当事者、学識経験者 等

(主な機能)

(略)

(別記2)～(別記6) (略)

(別記7)

専門性の高い相談支援事業

- 1 目的 (略)

- 2 事業内容
(1) (略)

(2) (削除)

(2) 高次脳機能障害支援普及事業
(略)

- 2 事業内容
(1)～(3) (略)

【別添1】

障害者相談支援事業

- 1 概要～5 権利の擁護のために必要な援助の例 (略)

- 6 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。

(構成メンバー)

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- ・ 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者 等

(主な機能)

(略)

(別記2)～(別記6) (略)

(別記7)

専門性の高い相談支援事業

- 1 目的 (略)

- 2 実施内容
(1) (略)

(2) 障害者就業・生活支援センター事業

平成14年5月7日職高発0507004号・障発第0507003号厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」の「別紙3」に基づき実施する事業。

(3) 高次脳機能障害支援普及事業
(略)

【別添2】 (略)

(別記8)

広域的な支援事業

1 目的 (略)

2 実施事業

都道府県相談支援体制整備事業

ア～ウ (略)

エ 留意事項

(略)

《構成メンバー》

都道府県の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- ・ 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体の代表者、当事者、市町村、学識経験者 等

《主な機能》

(略)

(別記9) (略)

(別記10)

その他事業

○ 実施事業

(1)～(3) (略)

(4) 重度障害者に係る市町村特別支援事業

ア 目的

訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が一定以上の市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、

【別添2】 (略)

(別記8)

広域的な支援事業

1 目的 (略)

2 実施事業

都道府県相談支援体制整備事業

ア～ウ (略)

エ 留意事項

(略)

《構成メンバー》

都道府県の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- ・ 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体の代表者、市町村、学識経験者 等

《主な機能》

(略)

(別記9) (略)

(別記10)

その他の事業

○ 実施事業

(1)～(3) (略)

(4) 重度障害者に係る市町村特別支援事業

ア 目的

訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高い市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、

訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。

a 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が
10%を超える場合

b (略)

(イ) (略)

(5) ~ (8) (略)

(別記11)

特別支援事業

1 目的

必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図ることを目的とする。

2 事業内容

別に定めるところにより実施する事業。(検討中)

訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。

a 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が
25%を超えるなど著しく高い場合

b (略)

(イ) (略)

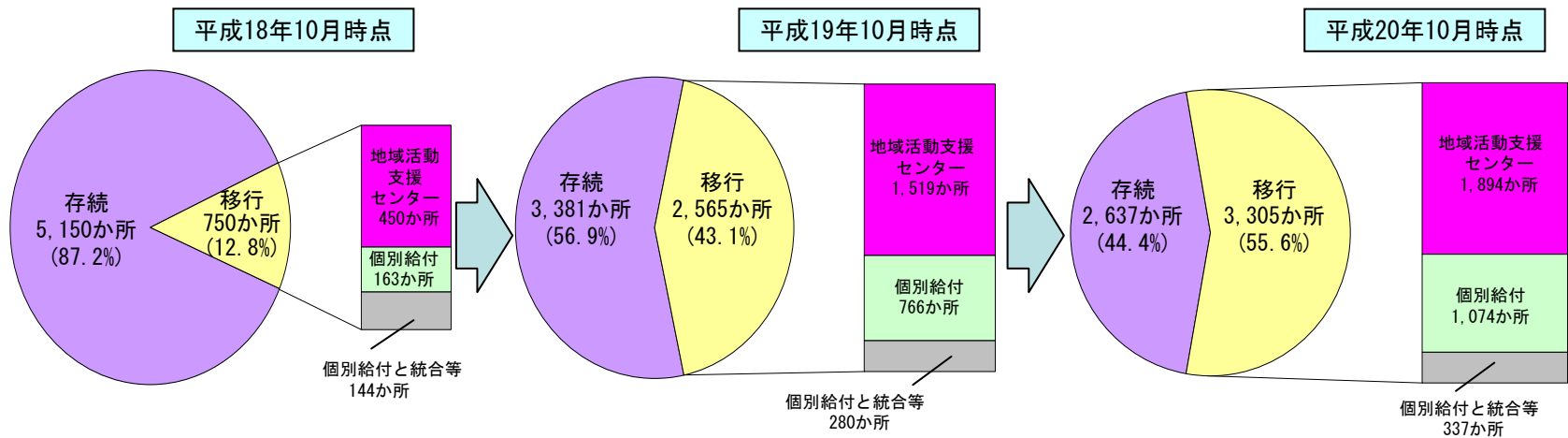
(5) ~ (8) (略)

小規模作業所の新体系等への移行状況調査

○ 平成18年4月以降の新体系等への移行状況調査を実施した結果、平成20年10月時点では55.6%の小規模作業所が新体系等へ移行している。

平成18年4月時点
小規模作業所
5,777か所

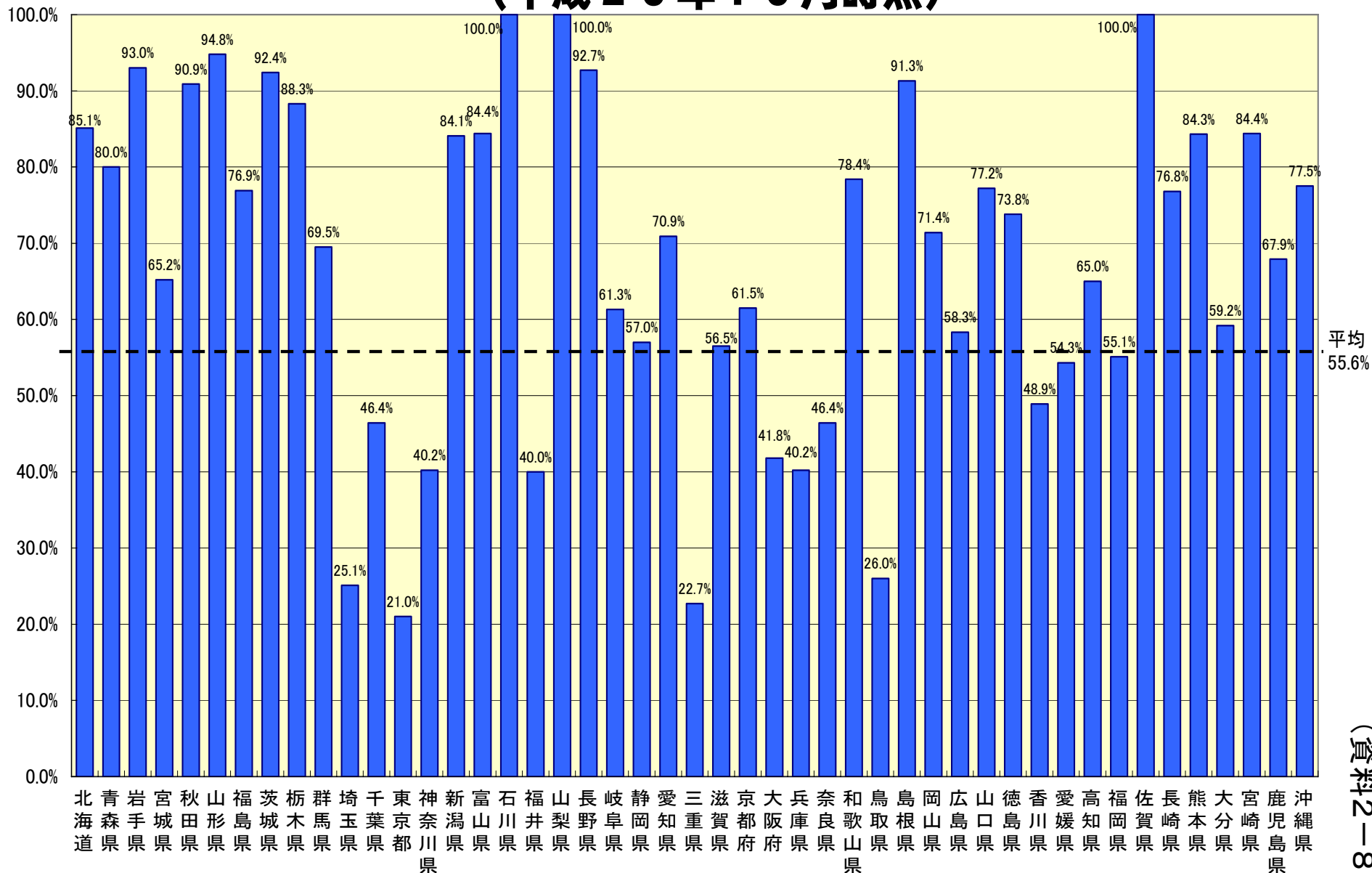
平成18年10月時点			平成19年10月時点			平成20年10月時点		
移行状況	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合	(参考)	
移行	757か所	12.8%	2,565か所	43.1%	3,305か所	55.6%	(100.0%)	
地域活動支援センター	450か所	7.6%	1,519か所	25.5%	1,894か所	31.9%	(59.4%)	
個別給付事業	163か所	2.8%	766か所	12.9%	1,074か所	18.1%	(21.5%)	
個別給付事業との統合等	144か所	2.4%	280か所	4.7%	337か所	5.7%	(19.0%)	
小規模作業所のまま存続	5,150か所	87.2%	3,381か所	56.9%	2,637か所	44.4%	(10.2%)	
合計	5,907か所	100.0%	5,946か所	100.0%	5,942か所	100.0%		
廃止	27か所	—	44か所	—	45か所	—		



(資料2-7)

※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

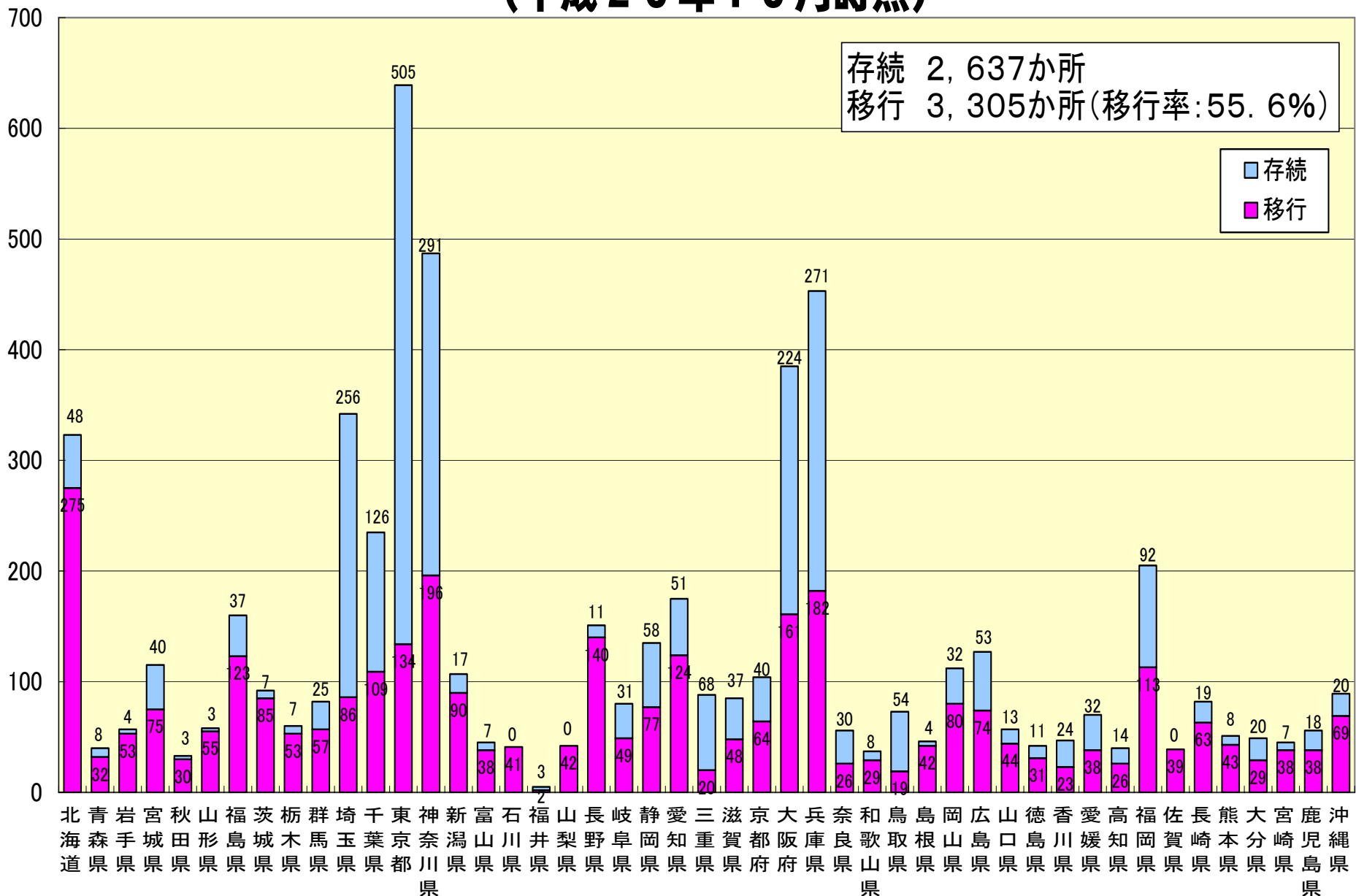
小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別：移行率】 (平成20年10月時点)



(資料2-8)

※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別：移行か所数】 (平成20年10月時点)



※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

(資料3-1)

障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況(平成20年度)

都道府県名	障害者IT総合推進事業		都道府県名	障害者IT総合推進事業	
		障害者ITサポート センター運営事業			障害者ITサポート センター運営事業
北海道			滋賀県	○	○
青森県	○	○	京都府	○	○
岩手県	○		大阪府	○	○
宮城県	○	○	兵庫県		
秋田県			奈良県	○	○
山形県	○		和歌山県	○	
福島県	○		鳥取県		
茨城県	○	○	島根県	○	
栃木県	○		岡山県	○	○
群馬県	○	○	広島県	○	○
埼玉県	○	○	山口県	○	○
千葉県	○	○	徳島県		
東京都	○	○	香川県	○	
神奈川県	○	○	愛媛県	○	
新潟県			高知県	○	
富山県	○		福岡県	○	
石川県	○	○	佐賀県	○	○
福井県	○	○	長崎県	○	
山梨県	○	○	熊本県	○	○
長野県	○	○	大分県	○	
岐阜県	○	○	宮崎県		
静岡県	○	○	鹿児島県	○	○
愛知県	○	○	沖縄県		
三重県			計	38	25

※上記の内容は、平成20年度地域生活支援事業費補助金「事業計画書」に基づくものである。

(資料3-2)

聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成20年10月31日現在)

都道府県(市)	設置	都道府県(市)	設置
北海道		岡山県	○
青森県	○	広島県	
岩手県	○	山口県	○
宮城県		徳島県	○
秋田県		香川県	○
山形県		愛媛県	○
福島県		高知県	
茨城県	○	福岡県	○
栃木県	○	佐賀県	
群馬県	○	長崎県	○
埼玉県	○	熊本県	○
千葉県	○	大分県	○
東京都	○	宮崎県	○
神奈川県	○	鹿児島県	○
新潟県	○	沖縄県	
富山県	○	札幌市	○
石川県	○	仙台市	
福井県		さいたま市	
山梨県	○	千葉市	
長野県	○	横浜市	○
岐阜県	○	川崎市	○
静岡県	○	新潟市	
愛知県		静岡市	
三重県		浜松市	
滋賀県	○	名古屋市	○
京都府		京都市	○
大阪府		大阪市	
兵庫県	○	堺市	
奈良県		神戸市	
和歌山県	○	広島市	
鳥取県		北九州市	○
島根県	○	福岡市	
		計	37

※上記の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

※施設の設置数は「38」となる。(島根県において2か所設置)

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

視覚障害

聴覚障害

安否の確認
被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。（「聞こえない人はいませんか？」など）
・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。（「手話できます」「『耳マーク』の活用」など）

ニーズの把握
障害特性に応じた支援内容

・障害の程度（全盲・弱視など）や情報取得方法（点字・音声・拡大文字など）等を確認し、必要な支援を把握する。

・障害の程度（聞こえの状態など）や情報取得方法（手話・文字・補聴器など）等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携
避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明
トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有
食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。（悪い例：「張り紙を見て下さい。」など）

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。（悪い例：「1時の放送を聞いて下さい。」など）

機材・物品
共用品・消耗品の手配など

・ラジオ
・テレビ（解説放送）
・乾電池（ラジオなど）等

・テレビ（字幕・手話放送）
・ホワイトボード（設置型、携帯型）
・補聴器用電池 等

(資料3-4)

都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録者数

平成20年12月31日現在

各都道府県 指定都市	障害者スポーツ指導員登録者数				
	初級	中級	上級	コーチ	
北海道	487	428	54	5	3
青森県	181	160	12	9	1
岩手県	157	127	26	4	0
宮城県	292	246	44	2	0
秋田県	278	245	30	3	1
山形県	164	132	22	10	0
福島県	359	323	31	5	0
茨城県	651	616	29	6	0
栃木県	342	319	18	5	1
群馬県	242	209	22	11	2
埼玉県	1191	1049	85	57	8
千葉県	648	584	54	10	3
東京都	1651	1424	142	85	13
神奈川県	578	504	57	17	3
新潟県	636	583	44	9	1
富山県	244	210	24	10	1
石川県	172	154	15	3	0
福井県	135	120	15	0	0
山梨県	66	58	7	1	0
長野県	452	388	46	18	4
岐阜県	241	213	26	2	1
静岡県	483	430	36	17	1
愛知県	916	846	43	27	3
三重県	422	396	19	7	2
滋賀県	283	225	42	16	0
京都府	232	208	19	5	0
大阪府	1156	923	209	24	4
兵庫県	773	667	92	14	5
奈良県	230	183	41	6	0
和歌山県	279	249	28	2	1
鳥取県	122	114	8	0	0
島根県	76	68	5	3	0
岡山県	397	364	29	4	0
広島県	245	218	19	8	1
山口県	409	374	29	6	2
徳島県	162	148	11	3	0
香川県	186	164	17	5	1
愛媛県	217	197	16	4	1
高知県	218	175	33	10	2
福岡県	610	542	55	13	1
佐賀県	128	121	6	1	1
長崎県	185	176	8	1	0
熊本県	360	322	30	8	2
大分県	630	527	96	7	1
宮崎県	274	263	10	1	0
鹿児島県	283	266	16	1	0
沖縄県	173	144	21	8	0
札幌市	250	205	35	10	0
仙台市	230	154	67	9	0
さいたま市	165	156	7	2	0
千葉市	84	75	6	3	0
横浜市	594	545	37	12	1
川崎市	165	156	7	2	0
新潟市	25	23	1	1	0
静岡市	60	58	2	0	0
浜松市	24	19	5	0	0
名古屋市	337	288	33	16	3
京都市	220	173	35	12	4
大阪市	462	361	69	32	9
堺市	39	36	3	0	0
神戸市	320	266	44	10	3
広島市	169	133	30	6	3
北九州市	166	147	15	4	1
福岡市	264	212	39	13	3
合計	22,190	19,409	2,176	605	97

都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧表

都道府県・指定都市名	団体名	郵便番号	住所	対象とする障害者		
				身体	知的	精神
1 北海道	(財)北海道障害者スポーツ振興協会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目1道民活動センター	○	○	○
2 青森県	(財)青森県身体障害者福祉団体連合会 ・NPO法人青森県障害者スポーツ協会	030-0122	青森市大字野尻字今田52-4	○	○	○
3 岩手県	岩手県障害者社会参加推進センター	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3ふれあいランド 岩手内	○	○	○
4 秋田県	秋田県障害者スポーツ協会	010-0101	秋田市旭北栄町1-5秋田県社会福祉会館内	○	○	○
5 宮城県	宮城県障害者スポーツ協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2	○	○	○
6 山形県	山形県障害者スポーツ協会	990-2231	山形市大字大森385番地山形県身体障害者福祉会館内	○	○	○
7 福島県	(財)福島県障がい者スポーツ協会	960-8670	福島市杉妻町2-16福島県保健福祉部自立支援総合障がい福祉課内	○	○	○
8 茨城県	茨城県障害者スポーツ・文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6茨城県保健福祉部障害福祉課内	○	○	○
9 栃木県	栃木県障害者スポーツ協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内	○	○	○
10 群馬県	群馬県身体障害者スポーツ協会	371-0843	前橋市新前橋町13-12	○	○	○
11 群馬県	群馬県知的障害者スポーツ協会	379-2214	伊勢崎市下触町238-3	○	○	○
12 埼玉県	埼玉県障害者スポーツ協会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124埼玉県大宮合同庁舎3階	○	○	○
13 千葉県	千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会	263-0016	千葉市稲毛区天台6-5-1	○	○	○
14 東京都	(社)東京都障害者スポーツ協会	162-0823	新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ12F	○	○	○
15 神奈川県	神奈川県障害者社会参加推進センター	221-0844	横浜市新奈川区沢渡4-2神奈川県社会福祉会館内	○	○	○
16 新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	950-0121	新潟市江南区亀田向陽1-9-1新潟ふれあいプラザ内	○	○	○
17 富山県	富山県障害者スポーツ協会	931-8443	富山市下飯野新田70-4	○	○	○
18 石川県	石川県障害者スポーツ協会	920-8557	金沢市本多町3-1-10	○	○	○
19 福井県	—	—	—	○	○	○
20 山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	400-0005	甲府市北新1-2-12山梨県福祉プラザ1F	○	○	○
21 長野県	NPO法人 長野県障がい者スポーツ協会	381-0008	長野市大字下駒沢586	○	○	○
22 岐阜県	岐阜県障害者スポーツ協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1岐阜県福祉会館5階	○	○	○
23 静岡県	(財)静岡県障害者スポーツ協会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70総合社会福祉会館	○	○	○
24 愛知県	(社福)愛知県社会福祉協議会 障害者スポーツ振興センター	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2	○	○	○
25 三重県	三重県障害者スポーツ協会	514-0113	津市一身田大古曾670-2	○	○	○
26 滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	520-0037	大津市御陵町4-1滋賀県立スポーツ会館内	○	○	○
27 京都府	京都障害者スポーツ振興会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5京都市障害者スポーツセンター内	○	○	○
28 大阪府	大阪府障がい者スポーツ振興協会	540-8570	大阪市中央区大手前2丁目大阪府健康福祉部障がい保健福祉室自立支援課内	○	○	○
29 兵庫県	(財)兵庫県障害者スポーツ協会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課内	○	○	○
30 奈良県	奈良県障害者スポーツ協会	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4奈良県心身障害者福祉センター内	○	○	○
31 和歌山県	和歌山県障害者スポーツ協会	641-0014	和歌山市毛見1437-218 和歌山県子ども・障害者相談センター	○	○	○
32 鳥取県	鳥取県障害者スポーツ協会	689-0201	鳥取市伏野2259-17しらはま交流センター内	○	○	○
33 島根県	(財)島根県障害者スポーツ協会	690-0011	松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根内	○	○	○
34 岡山県	岡山県障害者スポーツ協会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 岡山県保健福祉部障害福祉課内	○	○	○
35 広島県	—	—	—	○	○	○
36 山口県	山口県障害者スポーツ協会	753-0072	山口市大手町9-6山口県社会福祉会館2F	○	○	○
37 徳島県	(財)とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0005	徳島市南矢三町2-1-59徳島県立障害者交流プラザ2F	○	○	○
38 香川県	—	—	—	○	○	○
39 愛媛県	愛媛県身体障害者スポーツ協会	790-8553	松山市持田町3-8-15愛媛県総合社会福祉会館内	○	○	○
40 高知県	(社福)高知県社会福祉協議会 障害者スポーツセンター	781-0313	高知市春野町内ノ谷1-1	○	○	○
41 福岡県	福岡県障害者スポーツ協会	816-0804	春日市原町3-1-7福岡県総合福祉センター6階	○	○	○
42 滋賀県	佐賀県障害者スポーツ協会	840-0851	佐賀市天祐1-8-5勤労身体障害者教養文化体育館内	○	○	○
43 長崎県	長崎県障害者スポーツ協会	852-8104	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	○	○	○
44 熊本県	熊本県障害者スポーツ・文化協会	861-8039	熊本市長嶺南2-3-2 熊本県立身体障害者福祉センター内	○	○	○
45 大分県	大分県障がい者体育協会	870-8501	大分市大手町3-1-1	○	○	○
46 宮崎県	宮崎県障害者スポーツ協会	880-0007	宮崎市原町2-22	○	○	○
47 鹿児島県	鹿児島県障害者スポーツ協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1 ハート7かごしま3F	○	○	○
48 沖縄県	—	—	—	○	○	○
49 札幌市	(社)札幌市障害者スポーツ振興協会	063-0802	札幌市西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内	○	○	○
50 仙台市	仙台市障害者スポーツ協会	983-0039	仙台市宮城野区新田東4-1-1 新田東総合運動場内	○	○	○
51 さいたま市	—	—	—	○	○	○
52 千葉市	—	—	—	○	○	○
53 横浜市	—	—	—	○	○	○
54 川崎市	—	—	—	○	○	○
55 新潟市	—	—	—	○	○	○
56 静岡市	—	—	—	○	○	○
57 浜松市	—	—	—	○	○	○
58 名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会	465-0055	名古屋市名東区勢子坊2-1501 名古屋市障害者スポーツセンター内	○	○	○
59 京都市	(財)京都市障害者スポーツ協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5	○	○	○
60 大阪市	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	546-0034	大阪市東住吉区長居公園1-32 大阪市長居障害者スポーツセンター内	○	○	○
61 堺市	—	—	—	○	○	○
62 神戸市	(財)神戸市障害者スポーツ協会	651-0086	神戸市中央区磯上通3-1-32 神戸市立こうべ市民福祉交流センター	○	○	○
63 広島市	広島県障害者スポーツ協会	732-0052	広島市東区光町2-1-5	○	○	○
64 北九州市	北九州市障害者スポーツ協会	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-5 北九州市障害者スポーツセンター内	○	○	○
65 福岡市	福岡県障がい者スポーツ・レクリエーション振興会	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ	○	○	○

資料：(財)日本障害者スポーツ協会

(資料3-6)

○2010バンクーバー冬季パラリンピック競技大会

1. 開催期間：平成22年3月12日（金）～3月21日（日）
2. 開催地：カナダ・バンクーバー
3. 主催：国際パラリンピック委員会（IPC）
（4競技）バンクーバー2010オリンピック・パラリンピック組織委員会（VANOC）
4. 実施競技：アルペンスキー、ノルディックスキー(クロスカントリー・バイアスロン)、アイススレッジホッケー、車いすカーリング

○第21回夏季デフリンピック

1. 開催期間：平成21年9月5日（土）～9月15日（火）
2. 開催地：中華台北
3. 主催：国際ろうスポーツ委員会（ICSD）
台北2009デフリンピック大会組織委員会
4. 実施競技：陸上競技、水泳、卓球、テニス、射撃、バドミントン、
（19競技）ボウリング、オリエンテーリング、自転車、レスリング、
バスケットボール、バレーボール、ビーチバレー、ハンドボール、サッカー、水球、柔道、空手、テコンドー、

※新規競技として、ビーチバレー、サッカー女子、柔道、空手、テコンドーの実施が決定

○東京2009アジアユースパラゲームズ

1. 開催期間：平成21年9月8日（火）～9月15日（火）
2. 開催地：東京
3. 主催：アジアパラリンピック委員会（APC）
東京2009アジアユースパラゲームズ組織委員会（TAYPOC）
4. 実施競技
パラリンピック競技（5競技）：陸上競技、ボッチャ、ゴールボール、
水泳、卓球
公開競技（1競技）：車いすテニス

○第2回INAS-FIDグローバル競技大会

1. 開催期間：平成21年7月6日（月）～7月13日（月）
2. 開催地：チェコ リベレック
3. 実施競技：陸上競技、バスケットボール、自転車、フットサル、柔道、水泳、卓球、テニス（8競技）

第9回全国障害者スポーツ大会（トキめき新潟大会）

1. 開催期間
平成21年10月10日（土）～12日（月）
2. 大会のキャッチコピー
トキはなて 君の力を 大空へ
3. 全国への“感謝の想い”を伝えるキャッチコピー
伝えよう 感謝の気持ちを トキめきを
4. 実施競技

個人競技（6競技）

- 陸上競技【身体・知的】
- 水泳【身体・知的】
- アーチェリー【身体】
- 卓球（サントテーブルテニスを含む）【身体・知的】
- フライングディスク【身体・知的】
- ボウリング【知的】

団体競技（7競技）

- バスケットボール【知的】
- 車椅子バスケットボール【身体】
- ソフトボール【知的】
- フットベースボール【知的】
- グランドソフトボール【身体】
- バレーボール【身体・知的・精神】
- サッカー【知的】

5. 大会を支えるボランティア
大会運営ボランティア 約3,500名
情報支援ボランティア 約660名
手話 約400名
手書き要約筆記 約200名
パソコン要約筆記 約60名
選手団サポートボランティア 約600名

6. 都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	30	38	68	広島県	14	18	32
青森県	11	17	28	山口県	14	16	30
岩手県	11	16	27	徳島県	9	12	21
宮城県	10	15	25	香川県	10	12	22
秋田県	11	14	25	愛媛県	13	16	29
山形県	11	13	24	高知県	9	11	20
福島県	15	20	35	福岡県	19	25	44
茨城県	15	23	38	佐賀県	9	14	23
栃木県	12	18	30	長崎県	13	18	31
群馬県	12	17	29	熊本県	16	20	36
埼玉県	24	35	59	大分県	22	30	52
千葉県	25	37	62	宮崎県	12	15	27
東京都	57	71	128	鹿児島県	17	21	38
神奈川県	18	27	45	沖縄県	11	17	28
新潟県	57	83	140	札幌市	14	17	31
富山県	13	18	31	仙台市	8	12	20
石川県	13	18	31	さいたま市	7	11	18
福井県	12	16	28	千葉市	12	17	29
山梨県	9	11	20	横浜市	15	24	39
長野県	19	27	46	川崎市	8	12	20
岐阜県	18	25	43	新潟市	27	40	67
静岡県	16	25	41	静岡市	10	16	26
愛知県	25	39	64	浜松市	10	16	26
三重県	16	21	37	名古屋市	17	23	40
滋賀県	10	15	25	京都市	14	17	31
京都府	11	15	26	大阪市	19	23	42
大阪府	28	39	67	堺市	9	12	21
兵庫県	23	29	52	神戸市	13	16	29
奈良県	12	15	27	岡山市	7	10	17
和歌山県	11	13	24	広島市	9	12	21
鳥取県	8	11	19	北九州市	10	14	24
島根県	9	12	21	福岡市	10	14	24
岡山県	11	14	25	合計	990	1,358	2,348

国際障害者交流センターの概要

1. 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」(愛称:ビッグ・アイ)

2. 所在地

大阪府堺市南区茶山台1-8-1

3. 施設規模

地上3階地上1階建(敷地面積 約8,000㎡, 延床面積 約12,000㎡)

4. 主な施設内容

多目的ホール

[客席約1,500席、車椅子利用の場合約1,000席(うち車椅子席約300席)]

宿泊室 [35室(洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)]

大・中・小研修室

バリアフリープラザ(情報・相談コーナー)

レストラン(50席)

駐車場

5. 障害者のための特別な機能

大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳補助設備を設けた多目的ホール

館内自動音声案内設備

広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室

文字表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備

光点滅式避難誘導設備 等

6. 主な事業

障害者芸術・文化活動支援事業

国際交流事業

災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

障害関係福祉情報等提供事業

7. 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL : 072-290-0900

FAX : 072-290-0920

URL : <http://big-i.jp/>

国の直轄施設として「国連・障害者の十年記念施設整備費」により、平成13年9月18日に開設。

ご宿泊・研修・イベント・パーティーは…



ビッグアイ

国際障害者交流センター

どなたでもご利用いただけるバリアフリーの公営施設です。(駅から傘なしで来れます。)

研修室

大2・中2・小2の計6室があり、人数・用途によりお選びいただけます。パーティー会場にもどうぞ。



多目的ホール



約1,500人収容可能なバリアフリー仕様のホール。展示会からコンサートまで、幅広いイベントに対応。

宿泊室

車いすでの移動にも余裕のある広い室内。洋室・和室・和洋室、どの部屋もバリアフリー。安全で快適なご滞在が可能。(一泊6,000円から)



レストラン ぐらん・じゅ



車いすでのご利用はもちろん、点字メニューもあり、健康や栄養バランスを考慮したメニューが充実。

ご利用お申し込み・お問い合わせはFAX・e-mail等でお気軽に！

TEL 072-290-0900 FAX 072-290-0920 e-mail front@big-i.jp

〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1(泉北高速鉄道 泉ヶ丘駅200m) ホームページhttp://www.big-i.jp/

「ビッグアイ」で検索!!

(資料3-9)

手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：名)

都道府県名	第20回試験		合格者数 累計	都道府県名	第20回試験		合格者数 累計
	申込者数	合格者数			申込者数	合格者数	
北海道	21	8	65	滋賀県	14	3	27
青森県	11	5	21	京都府	24	10	92
岩手県	8	3	19	大阪府	73	25	153
宮城県	9	1	27	兵庫県	38	11	86
秋田県	4	1	12	奈良県	5	4	28
山形県	4	0	12	和歌山県	7	1	24
福島県	9	4	34	鳥取県	3	2	9
茨城県	10	4	24	島根県	2	1	10
栃木県	7	3	17	岡山県	8	6	27
群馬県	20	6	47	広島県	11	2	45
埼玉県	96	19	157	山口県	14	4	19
千葉県	27	4	53	徳島県	5	3	13
東京都	213	56	522	香川県	6	2	19
神奈川県	82	29	242	愛媛県	6	1	24
新潟県	9	5	18	高知県	6	2	15
富山県	2	0	11	福岡県	33	13	81
石川県	12	3	25	佐賀県	4	1	4
福井県	2	1	8	長崎県	10	5	23
山梨県	6	3	21	熊本県	9	3	26
長野県	12	3	31	大分県	6	2	17
岐阜県	5	3	21	宮崎県	12	3	17
静岡県	28	13	45	鹿児島県	9	4	23
愛知県	36	12	75	沖縄県	5	0	7
三重県	12	3	36	合計	955	297	2,332

・合格者数は、合格発表日現在の住所による。・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

〔再掲〕政令指定都市別申込者数・合格者数

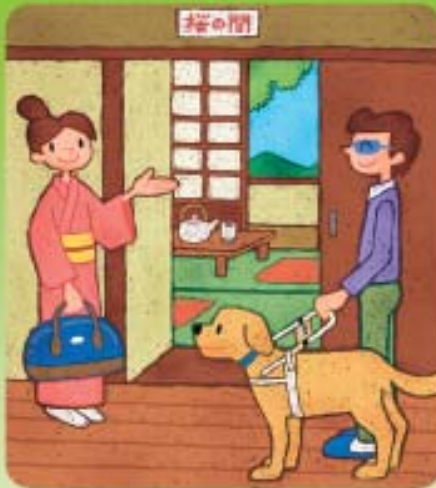
(単位：名)

政令指定 都市名	第20回試験		合格者数 累計	政令指定 都市名	第20回試験		合格者数 累計
	申込者数	合格者数			申込者数	合格者数	
札幌市	5	1	31	名古屋市	14	6	27
仙台市	5	1	17	京都市	19	6	50
さいたま市	12	3	34	大阪市	14	4	28
千葉市	3	0	6	堺市	7	1	19
横浜市	36	12	87	神戸市	15	5	33
川崎市	9	6	37	広島市	7	2	23
新潟市	3	1	9	北九州市	7	3	19
静岡市	5	4	17	福岡市	8	3	23
浜松市	3	1	7	合計	172	59	467

ほじょ犬(身体障害者補助犬)とは…



目や耳や手足の不自由な人の生活のお手伝いをする、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことで、特別な訓練を受けた犬たちで、「身体障害者補助犬法」に基づき認定されています。



盲導犬

目の不自由な人が安全に街なかを歩けるように、障害や曲がり角などを教えます。胴体にハーネスをつけているのが特徴です。



介助犬

手足が不自由な人に代わって、落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。首がえも手伝います。



聴導犬

耳が不自由な人に代わって音を聞き、それを知らせます。車のクラクションやドアチャイムの音、非常ベルなどを教えます。

「身体障害者補助犬法」の一部が改正されました。

身体障害者補助犬法は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けるための法律です(平成14年10月1日施行)。この法律によって、交通機関や公共施設にほじょ犬が同伴できるようになり、平成15年10月1日からは、スーパーマーケットやレストラン、ホテルなどの一般的な施設にも、同伴できるようになりました。さらに、平成19年12月に法律の一部が改正されました。おもな改正点はつぎの2点です。

1 相談窓口の設置

「困ったときは相談できよう!」

ほじょ犬使用者や受け入れ施設からのトラブルに対応する相談窓口が、各都道府県、政令市、中核市に設置されます。(平成20年4月1日施行)

2 民間企業での受け入れの義務化

「いつでも職場に行ける!」

一定規模以上の民間企業では、勤務している身体障害者のほじょ犬使用の受け入れが義務化されます。(平成20年10月1日施行)

からだの不自由な人たちが、ほじょ犬といっしょに当たりまえに暮らせる社会をつくりましょう。

ほじょ犬
もっと知って
BOOK

お店や施設の入口に、
このシールを貼ってもらえると、
とてもうれしいです！



くわしくは… ホームページ
ほじょ犬
検索
厚生労働省



ほじょ犬の種類



盲導犬

目の不自由な人が安全に街なかを歩けるように、段差や曲がり角などを教えて、胴体にハーネスをつけているのが特徴です。



介助犬

手足が不自由な人に代わって、落としたり、スリッパを押したりします。暮らぐえも手伝います。



聴導犬

耳が不自由な人に代わって音を聞き、それを知らせます。車のクラクションやドアチャイムの音、非常ベルなどを教えています。

Welcome!

ほじょ犬はペットじゃない
からだの不自由な人のからだの一部

Welcome!

どこでもいっしょに
行動します

Welcome!

「身体障害者補助犬法」が
改正されました!

ほじょ犬(補助犬)とは、目や耳や手足が不自由な人のお手伝いをする、盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。からだの不自由な人のからだの一部であり、ペットではありません。

「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された犬で、特別な訓練を受けています。きちんとしつけられているので、社会のマネーも守れるし、お手入れも行き届いていて衛生的です。だから、公共施設や交通機関をはじめ、飲食店やスーパー、ホテルなどのいろいろな場所に同伴できます。

ほじょ犬は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けています。ほじょ犬のことを、もっともっと知ってください。

公共施設をはじめ、いろいろな場所でほじょ犬を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否せずに、あたたかく見守ってください。

病院で



レジャー施設で



タクシーで



スーパーマーケットで



レストランで



旅館で



「身体障害者補助犬法」は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けるための法律です(平成14年10月1日施行)。さらに社会参加の場を広げられるように、平成19年12月にこの法律の一部が改正されました。おもな改正点はつぎの2点です。

1 相談窓口の設置



ほじょ犬使用者や受け入れ関係者からのトラブルに気づく相談窓口が、各都道府県、政令市、中核市に設置されます。(平成20年4月1日施行)

2 民間企業での受け入れの義務化



一定労働以上の民間企業では、勤務している身体障害者のほじょ犬使用の受け入れが義務化されます。(平成20年10月1日施行)

からだの不自由な人たちが、ほじょ犬といっしょに当たりまえに暮らせる社会をつくりましょう。